

基本計画の対象手続一覧表

【商業登記等】

省庁名	法務省
-----	-----

○様式 1 - 1 の記載要領に倣って記載する。

※ 商業登記（株式会社）の申請件数である。
 ※ オンライン・非オンラインの別については、手続別では把握していないため、総数で記載している。

番号	所管局等名	所管部課名	事項名	根拠法令等	条項	オンライン 手続件数	非オンライン 手続件数	手続件数計	基本計画	コスト計測
1	民事局	商事課	株式会社の設立の登記	会社法 商業登記法	会社法第49条, 第911条 商業登記法第46条, 第47条	-	-	90,868	○	○
2	民事局	商事課	株式会社の合併設立の登記	会社法 商業登記法	会社法第922条 商業登記法第46条, 第79条, 第81条	-	-	7	○	
3	民事局	商事課	株式会社の商号変更による設立の登記	会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 商業登記法	会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第45条, 第46条 商業登記法第46条	-	-	2,790	○	
4	民事局	商事課	株式会社の組織変更による設立の登記	会社法 商業登記法	会社法第920条 商業登記法第46条, 第76条, 第77条	-	-	848	○	
5	民事局	商事課	株式会社の会社分割による設立の登記	会社法 商業登記法	会社法第924条 商業登記法第46条, 第84条, 第86条	-	-	866	○	
6	民事局	商事課	株式会社の支店設置の登記	会社法 商業登記法	会社法第915条, 第930条, 第931条, 第932条 商業登記法第46条, 第48条, 第49条, 第50条	-	-	9,034	○	
7	民事局	商事課	株式会社の本支店移転の登記	会社法 商業登記法	会社法第916条 商業登記法第46条, 第51条, 第52条, 第53条	-	-	107,593	○	
8	民事局	商事課	株式会社の資本金の増加の登記	会社法 商業登記法	会社法第915条 商業登記法第46条, 第69条	-	-	25,687	○	
9	民事局	商事課	株式会社の合併による資本金増加の登記	会社法 商業登記法	会社法第915条, 第921条 商業登記法第46条, 第79条, 第80条	-	-	558	○	

番号	所管局等名	所管部課名	事項名	根拠法令等	条項	オンライン 手続件数	非オンライン 手続件数	手続件数計	基本計画	コスト計測
10	民事局	商事課	株式会社の会社分割による資本金増加の登記	会社法 商業登記法	会社法第915条、第923条 商業登記法第46条、第84条、第85条	-	-	64	○	
11	民事局	商事課	株式会社の新株予約権の登記	会社法 商業登記法	会社法第915条 商業登記法第46条、第57条、第65条、第66条、第67条、第68条	-	-	2,296	○	
12	民事局	商事課	株式会社の特別取締役の登記	会社法 商業登記法	会社法第915条 商業登記法第46条、第54条	-	-	2	○	
13	民事局	商事課	株式会社の破産・民事再生の登記	破産法 民事再生法 商業登記法	破産法第257条 民事再生法第11条 商業登記法第15条	-	-	9,300	○	
14	民事局	商事課	株式会社の解散の登記	会社法 商業登記法	会社法第926条 商業登記法第46条、第71条	-	-	18,337	○	
15	民事局	商事課	株式会社の合併による解散の登記	会社法 商業登記法	会社法第921条、第922条 商業登記法第46条、第82条、第83条	-	-	3,673	○	
16	民事局	商事課	株式会社の組織変更による解散の登記	会社法 商業登記法	会社法第920条 商業登記法第46条、第78条	-	-	57	○	
17	民事局	商事課	株式会社の継続の登記	会社法 商業登記法	会社法第927条 商業登記法第46条	-	-	1,009	○	
18	民事局	商事課	株式会社の会社更生に関する登記	会社更生法 商業登記法	会社更生法第258条 商業登記法第15条	-	-	45	○	
19	民事局	商事課	株式会社の清算人の登記	会社法 商業登記法	会社法第928条 商業登記法第46条、第73条	-	-	20,920	○	
20	民事局	商事課	株式会社の特別清算の登記	会社法 商業登記法	会社法第938条 商業登記法第15条	-	-	557	○	
21	民事局	商事課	株式会社の清算結了の登記	会社法 商業登記法	会社法第938条 商業登記法第15条	-	-	19,107	○	
22	民事局	商事課	株式会社の資本金減少の登記	会社法 商業登記法	会社法第915条 商業登記法第46条、第70条	-	-	3,961	○	

番号	所管局等名	所管部課名	事項名	根拠法令等	条項	オンライン 手続件数	非オンライン 手続件数	手続件数計	基本計画	コスト計測
23	民事局	商事課	株式会社の会社分割による資本金減少の登記	会社法 商業登記法	会社法第915条、第923条、第924条 商業登記法第46条、第84条	-	-	9	○	
24	民事局	商事課	株式会社の役員変更の登記	会社法 商業登記法	会社法第915条 商業登記法第46条、第54条、第55条	-	-	504,404	○	○
25	民事局	商事課	株式会社の目的変更の登記	会社法 商業登記法	会社法第915条 商業登記法第46条	-	-	52,653	○	
26	民事局	商事課	株式会社の指名委員会設置会社に関する登記	会社法 商業登記法	会社法第915条 商業登記法第46条	-	-	21,496	○	
27	民事局	商事課	株式会社のその他の変更の登記	会社法 商業登記法	会社法第915条 商業登記法第46条	-	-	51,380	○	
28	民事局	商事課	株式会社の本・支店の所在変更の登記	会社法 商業登記法	会社法第915条、第932条 商業登記法第46条、第48条	-	-	2,010	○	
29	民事局	商事課	株式会社の商号変更の登記	会社法 商業登記法	会社法第915条 商業登記法第46条	-	-	12,803	○	
30	民事局	商事課	株式会社の登記事項の廃止の登記	会社法 商業登記法	会社法第915条 商業登記法第46条	-	-	29,296	○	
31	民事局	商事課	株式会社の登記事項の更正の登記	会社法 商業登記法	会社法第911条 商業登記法第132条、第133条	-	-	6,163	○	
32	民事局	商事課	株式会社の登記事項の抹消の登記	会社法 商業登記法	会社法第911条 商業登記法第134条	-	-	1,018	○	
33	民事局	商事課	株式会社のその他の登記	会社法 商業登記法		-	-	39	○	
34			小計			-	-	998,850		
35			株式会社に関する職権登記			-	-	▲ 5,409		
36			オンライン・非オンライン件数			518,197	475,244	993,441		
37			登記義務の対象となる事業者数(推計値・株式会社数)平成28年末現在					1,806,400		

「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	法務省
重点分野名	商業登記等

【記載要領】

- 「1 手続の概要及び電子化の状況」については、「基本計画の対象手続一覧表」に基づき、基本計画の作成対象となる事項について、手続の概要及びその電子化の状況を記載する。
- 「2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）」については、「基本計画の対象手続一覧表」のうち、基本計画の作成対象となる各事項について、コスト削減の取組内容及びスケジュールを記載する。その際、①規制そのものの見直し、行政手続の簡素化、IT化についての検討、②行政手続簡素化3原則に沿った対応の検討、③行政手続コスト削減に際し取り組むべき事項、について検討した結果、盛り込める内容を記載する。
また、「省庁間の連携が必要な取組」、「地方公共団体の理解・協力が必要な取組」については、その旨を記載し、取組の内容を説明する。
取組期間が3年を超える場合には、その必要性について十分な説明を記載する。
- 「3 コスト計測」の「1. 選定理由」については、基本計画の作成対象となる事項のうち、コスト計測の対象とする各事項について、その選定理由を記載する。
「2. コスト計測の方法及び時期」については、選定した各事項について、作業時間の計算方法及び計測時期を記載する。なお、計測時期については、その判断の根拠を明確に記載する。

1 手続の概要及び電子化の状況

1 手続の概要

商業・法人登記制度は、商号、会社等に係る信用の維持を図り、かつ、取引の安全と円滑に資することを目的として、商法（明治32年法律第48号）、会社法（平成17年法律第86号）その他の法律の規定により、会社・法人等について登記すべき事項を公示する制度である。

商業・法人登記を行う登記所（商業登記所）の登記官は、商業登記法（昭和38年法律第125号）等の規定に基づき、申請された登記について、会社法等の定める手続を適法に履践したかどうかを添付書面によって審査した上、登記簿に記録し又は登記申請を却下する等の処分を行う。

登記簿に記録されている事項については、何人も、手数料を納付して、これを証明した登記事項証明書の交付を請求することができる（同法第10条、第11条）。また、登記申請書に押印すべき会社代表者は、その印鑑を登記所に提出しているところ、手数料を納付して、その印鑑の証明書の交付を請求することができる（同法第20条、第12条）。

会社はその本店の所在地において設立の登記をすることによって成立する（会社法第49条等）ことから、設立の登記は、法人格の取得という重大な法的効果を伴うものである。また、会社は、登記した事項に変更が生じたときは、2週間以内に、その本店の所在地において、変更の登記をしなければならない（会社法第915条）。変更の登記のうち代表的なものは、株式会社の役員の変更に伴う役員変更の登記である。

2 電子化の状況

商業登記のオンライン申請は平成16年6月から、その登記事項証明書及び印鑑証明書のオンラインによる交付請求は平成17年3月から、それぞれ運用が開始されている。

国・地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用促進については、平成18年に決定された「IT新改革戦略」において、平成22年度までに利用率を50%以上とすることが目標とされたが、さらに、平成20年に、IT戦略本部において「オンライン利用拡大行動計画」が決定され、「不動産登記の申請」、「不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等」、「商業登記（株式会社）の申請」、「商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等」及び「成年後見登記に係る登記事項証明書等の交付請求」の5手続を重点手続として、平成25年度末までに利用率を全体で71%以上とすることが目標とされた。この計画は、平成23年8月に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部において「新たなオンライン利用に関する計画」が決定されたことに伴い廃止されたが、オンライン利用率については引き続き成果目標の1つとされ、また、利用率の向上のみならず、オンライン利用に関するサービスの品質の向上に重点を置いた業務・システムの改善及び行政運営の効率化を進めるため、法務省においては、平成24年5月、上記重点手続について「業務プロセス改革計画」を策定した。同計画では、オンライン利用率の平成25年度末までの目標が上記重点手続の全体で71%以上とされているところ、平成24年度までにその目標を達成している。

平成26年度以降の新たな政府の計画として、平成26年4月、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議において、「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」が決定された。この改善方針においては、これまで重点手続として指定されていた登記関係の上記5手続が改善促進手続とされ、引き続き、利便性の向上とオンライン利用の拡充・定着に重点的に取り組むものとされた。これを受けて、登記関係の上記5手続のオンライン利用率等に関する「法務省改善取組計画」が平成26年度以降策定・改定されており、オンライン利用率の計測方法を一部修正して、平成28年度末までの目標が69%とされた。

登記関係の上記5手続のうち、「商業登記（株式会社）の申請」単独でのオンライン利用率は、平成26年度が45.7%、平成27年度が49.2%、平成28年度が52.1%である。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

1 手続のオンライン化の徹底

商業登記のオンライン申請の際の添付書面及び会社代表者の印鑑の提出の在り方を含め、オンライン申請の使い勝手の検証を行い、改善を図ることによって更なるオンライン利用率の向上を図る。

平成29年度中に使い勝手の検証を行う。実施可能な施策は速やかに実施するものとするが、省令等の改正が必要なものについては、平成30年度中に改正を行い、可能な限り速やかに施行する。

2 同じ情報は一度だけの原則

平成30年度から予定されている登記情報システムの更改において、行政機関等に対してオンラインにより新たに設立された法人の登記情報を提供可能とするなどの行政機関間の情報連携のため、柔軟に対応する仕組みを構築する（平成32年度中の運用開始）。この取組により、事業者が登記事項証明書を取得し、関係官署に提出する時間の短縮を図る。

3 書式・様式の統一

法務局ホームページに掲載している登記の申請書及び添付書面の記載例を充実させる。また、補正の多い事例について、これらに注記するなどして注意喚起を行う。

ホームページの改善については、検討を行い、要望の多いものから随時実施する。

4 処理期間の短縮

会社の設立登記手続の迅速化を図るため、平成29年度中に、会社の設立の登記の申請を優先的に処理（ファストトラック化）するようにする。加えて、上記2の登記情報システムの更改において、

二次元バーコードの活用による受付情報及び記入情報の入力の自動化や処理状況の可視化を行う等の取組を行う（平成32年度中の運用開始）。

これらの取組により、会社の設立登記手続について、原則として申請から3日以内に完了できるようにする。

5 取組期間

取組期間は、5年とする（平成33年度まで）。

※ 登記情報システムの更改に伴う行政機関間の情報連携については、登記情報システムにおける情報提供の仕組みの検討、システムの設計・開発テスト、データ移行作業等が必要であり、また、情報提供を受ける関係省庁においても、制度改正等の検討が必要となることから、平成32年度中の運用開始を予定しており（「登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン」（平成28年10月31日付け各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）参照）、翌33年度までコスト計測を行うことが不可欠である。

3 コスト計測

1. 選定理由

(1) コスト計測の対象となる主要手続は、「株式会社の設立の登記」及び「株式会社の役員変更の登記」とする。

なお、株式会社以外の会社・法人については、オンライン利用率の計測をしておらず、また、株式会社ほどの登記件数はないので、対象とはしていない。

(2) 株式会社の設立の登記

株式会社はその本店の所在地において設立の登記をすることによって成立する（会社法第49条）ことから、「株式会社の設立の登記」は、法人格の取得という重大な法的効果を伴うものであり、事業を開始するに当たって最初に必要となる手続である。投資の促進という面からも特に手続の迅速化の要請が強いことから、コスト計測の対象とする。

(3) 株式会社の役員変更の登記

株式会社の取締役の任期は、原則2年である（会社法第332条第1項）ことから、役員変更の登記については、全ての株式会社が、取締役の任期ごとに、必ず行わなければならない。そのため、役員変更の登記は、株式会社の登記の中でも代表的な主要手続であるといえ、年間の申請総件数に占める割合も大きい（平成28年度で約50%）ことから、コスト計測の対象とする。

2. コスト計測の方法及び時期

(1) コスト計測の方法

ア 株式会社の設立の登記

定款を作成した日から起算し、必要な書類を収集・作成し、登記申請を行い、登記の完了後、登記事項証明書取得（関係官署への提出）までに要する期間を申請1件当たりの作業時間とする。

イ 株式会社の役員変更の登記

役員の任期が満了する定時株主総会及び取締役会の終了日から起算し、必要な書類を収集・作成し、登記申請を行い、登記の完了後、登記事項証明書取得までに要する期間を申請1件当たりの作業時間とする。

ウ 作業時間の把握方法

複数の登記所における登記申請書のサンプル調査等により、作業時間を推計する。

(2) コスト計測の時期

まず、平成29年10月に実施し、以後、毎年同時期に実施する。

株式会社の設立の登記については、各四半期の始め（4月、7月、10月、1月）に集中する傾向があるところ、基本計画の策定後、一定の準備が必要なことを踏まえた上で、一定程度の登記申請が見込まれる平成29年10月にコスト計測を実施し、以後、毎年同時期にこれを実施することとする。

〔参考資料〕 手続の根拠条文

会社法第49条、第911条、第915条

商業登記法第46条、第47条、第54条、第55条

商業登記規則第61条